

令和6年度事業計画(案)

※ は新たな項目等

【令和6年度重点推進項目】
① 法令の遵守と警備業務の適正化
② 経営基盤の強化と規範意識の醸成
③ <u>適正取引推進等に向けた取組の推進</u>
④ 適正な労働環境の維持と労働災害事故の防止
⑤ 警備員不足への対策強化
⑥ 暴力団等反社会勢力の排除
⑦ 地域社会への貢献

1 会議

(1) 会議等の開催

定時総会を6月に開催するほか、必要に応じて臨時総会、理事会を開催する。

(2) 委員会、専門部会の開催

総務・教育・労務・広報の各委員会、人材確保特別委員会については、令和6年度重点推進項目の効果的な推進に資するため、適宜、開催する。また、施設・交通雑踏・機械・貴重品運搬の各専門部会については、必要に応じて開催する。

2 事業

(1) 法令等の規定に基づく受託事業

① 特別講習受託事業

一般社団法人警備員特別講習事業センターから委託された「警備員等の検定等に関する規則」(平成17年国家公安委員会規則第20号)第17条の基準に適合する講習会(以下「特別講習」という。)を下記の通り6回開催する予定である。

- ・ 交通誘導警備業務2級特別講習
令和6年5月9日(木)、10日(金)
- ・ 雑踏警備業務1・2級合同特別講習
令和6年6月4日(火)、5日(水)
- ・ 施設警備業務2級特別講習
令和6年7月2日(火)、3日(水)

- ・ 施設警備業務 2 級・貴重品運搬警備業務 2 級合同特別講習
令和6年9月21日（土）、22日（日）
- ・ 施設警備業務 1 級特別講習
令和6年10月28日（月）、29日（火）
- ・ 交通誘導警備業務 2 級特別講習
令和6年11月30日（土）、12月1日（日）

以上 6 回実施予定

② 警備員指導教育責任者講習受託事業

現場での警備員を指導教育する責任者としての国家資格、及び機械警備業務の管理者としての国家資格を取得させるための講習で、熊本県公安委員会から受託し、警備業務の適正化を目的として実施する。

- ア 警備員指導教育責任者講習（新規 1 号・追加 1 号）
- イ 警備員指導教育責任者講習（新規 2 号・追加 2 号）
- ウ 警備員指導教育責任者講習（新規 3 号・追加 3 号）
- エ 警備員指導教育責任者講習（新規 4 号・追加 4 号）
- オ 機械警備業務管理者講習
- カ 警備員指導教育責任者現任講習（1 号）
- キ 警備員指導教育責任者現任講習（2 号）
- ク 警備員指導教育責任者現任講習（3 号）

(2) 教育(研修会) 事業

ア 講師養成中期的計画の推進

講師の不足、高齢化に対応するため、令和 8 年度までの中期的計画に基づき、特別講習講師、警備員指導教育責任者講習講師、機械警備業務管理者講習講師を養成する。

① 特別講習講師の養成

特別講習委嘱講師の指導能力向上及び新たな講師育成のため、研修センターふじの（神奈川県）の特別講習講師養成研修会に計画的に派遣を行う。（令和 6 年度の派遣予定はないが、次年度以降に派遣予定。）

② 警備員指導教育責任者講習講師の養成

警備員指導教育責任者講習講師を育成するため、研修センターふじのでの全国教育幹部研修会に適任者を選定のうえ派遣する。（令和 6 年度の派遣予定はないが、次年度以降に派遣予定。）

③ 機械警備業務管理者講習講師の委嘱

機械警備業務管理者取得講習講師が3名を委嘱しているが、現在、実際に機械警備業務に従事している者は1名であることから、令和6年度は1名を委嘱する。

イ その他の研修会

① 主任講師研修会 (研修センターふじの)

② 特別講習講師研修会

(ア) 特別講習現任講師研修会

- ・ 交通誘導警備業務現任講師研修会(研修センターふじの) 9名派遣予定
- ・ 雑踏警備業務現任講師研修会(同上) 4名派遣予定

(イ) 特別講習講師・指教責講習講師研修会(熊本県) 全講師参加予定

③ 全国教育幹部研修会(現任) (研修センターふじの)

3年に1度、全警協において開催される研修会で、警備員指導教育責任者講習講師の中から、1号から4号までの区分ごとに講習が開催される。

④ 警備員指導教育責任者現任講師講習

上記③の研修会を終了した者が、自県において、警備員指導教育責任者講習講師全員に対し講習を実施する。

ウ 警備員教育

警備業務は、人の生命、身体、財産等を守ることを生業としている安全産業であり、県民の自主防犯活動を補完する役割を大きく担っていることから、警備員一人ひとりの知識・技能の向上を目指すことが必要とされており、次の教育事業を実施する。

① 事前講習

特別講習の概ね1週間前に受講する警備員に対して行う教育

- ・ 交通誘導警備業務2級事前講習
令和6年4月24日(水)、25日(木)
- ・ 雑踏警備業務1・2級合同事前講習
令和6年5月28日(火)、29日(水)
- ・ 施設警備業務2級事前講習
令和6年6月25日(火)、26日(水)
- ・ 施設警備業務2級・貴重品運搬警備業務2級合同事前講習
令和6年9月7日(土)、8日(日)
- ・ 施設警備業務1級事前講習

令和6年10月22日（火）、23日（水）

- ・ 交通誘導警備業務 2 級事前講習

令和6年11月19日（火）、20日（水）

以上 6 回実施予定

② 事前講習用学科資料・実技資料の見直し及び制作

事前講習受講者に配布している学科資料・実技資料は、長年に亘り見直し等がなされていなかったため、令和3年度から、講師部会の協力を得て改訂版の制作を開始し、令和4年度は雑踏警備業務1級、交通誘導警備業務1級を、令和5年度は施設警備業務1級を制作している。

令和6年度は施設警備業務2級の実技資料の見直しを行う予定である。

(3) 警備業務の適正化に関する指導並びに調査研究

① 関係官公庁との積極的な連絡の推進

- ア 関係官公庁の指導を受け、協会事業の円滑かつ適正な運営を図る。
- イ 警備業法の解釈・運用などについて、関係官公庁の指導助言のもとに相互の連絡を密にして、警備業法の適正な運用に努める。
- ウ 関係官公庁との良好な協力関係の保持に努め、積極的に指導助言を受けると共に、必要に応じて協会（業界）の意見・要望などの上申に努め、警備業の適正な運営に資する。

② 経営者研修会の開催

警備業務の適正化等を図るため、令和6年度も、経営者・経営幹部に対する研修会を開催する。

③ 警備料金適正化の推進

警備料金の適正化を図ることが、経営基盤の確立、人材確保に繋がることを認識し、各種施策を推進する。

④ 調査研究

警備業者、警備員数、警備業務種別、資格取得者及び検定保有者等の実態を調査分析し、必要とされる警備技術及び警備用資器材等に関する調査研究を行う。

3 表彰

- (1) 一般社団法人熊本県警備業協会表彰規程により、次のとおり表彰を行う。

① 警備業功労者表彰

協会の役職員として、5年以上にわたり警備業の健全な発展に尽力し、業界の指導育成に功労のあった者に対して授与。

② 警備業教育関係功労者表彰

協会委嘱講師として、5年以上にわたり警備員教育に関する業務に従事し、警備業の発展に功労のあった者又は本協会の行う指定講習等へ積極的に講師等を派遣するなど、教育事業の推進に多大の貢献をしたと認められる団体に対して授与。

③ 人命救助・犯人逮捕等功労者表彰

人命救助・犯人逮捕等について特に功労があったと認められる者に対して授与。

④ 永年勤続警備員表彰

警備員として10年以上誠実に勤務し、他の模範となる者に対して授与。ただし、過去10年以内に永年勤続警備員表彰を授与された者を除く。

⑤ 優良警備員表彰

警備員としてその勤務成績が優秀で、他の模範と認められる者に対して授与。ただし、過去5年以内に優良警備員表彰を授与された者を除く。

授与人数は、

Aランク（警備員数50名以上）	3名以内
Bランク（警備員数30名～49名以上）	2名以内
Cランク（警備員数11名～29名）及びDランク（警備員数10名以下）	1名以内

⑥ 協会運営協力等表彰

上記①～⑤に該当せず、協会運営に積極的に協力し多大な貢献があった等、会長が表彰するに値すると認めた者又は団体に対して授与。

⑦ 熊本県警察本部長・一般社団法人熊本県警備業協会会長連名表彰

①及び②の表彰対象者で、特に顕著な功労があると認められる者については、熊本県警察本部長と連名で授与。

(2) 部外表彰への積極的上申

士気高揚のため、県知事表彰を始めとした部外表彰に対して積極的上申を行う。

4. 業務の効率化・経費削減

近年の新事業の実施による業務負担の増大、講師養成等の先行投資の必要、物価の高騰等に対応するため、さらなる業務の効率化、経費削減を図る。

具体的対策として、各種連絡、情報伝達等の手段について、インターネットの効果的活用を推進し、通信費の削減とペーパーレス化の加速を図る。

5 その他

(1) 警備業に関する相談及び苦情の処理

警備業認定申請、各種相談及び苦情などに対して迅速・的確に対応を図り、業務適正化を推進する。

(2) ホームページの運用による各種広報啓発活動とセキュリティの強化

ホームページには、各種情報のほか

- ・協会事業計画
- ・協会加盟員案内
- ・協会加入案内
- ・広報用映像

などを掲載し、会員のみでなく広く県民がいつでも活用が出来るように運用する。

また、ホームページを利用する会員が安心して利用できるよう、ホームページのセキュリティの強化を図る。

(3) 広報誌「セキュリティナビくまもと」の発行

警備業の現状・問題点のほか、防犯・災害対策などについての情報を機関誌に掲載し、会員をはじめ、関係機関団体等に配布し警備業務の適正化を図る。

(4) 各種広報媒体を活用した広報啓発活動

業界誌(紙)・マスコミ・自治体広報紙等への各種情報提供及びインターネットを活用し、会員のみでなく広く県民に対しても、協会の活動や警備業の魅力・必要性等を広報していく。

(5) 警備技術及び警備用資器材等に関する調査研究並びにこれら資器材等及び警備業務に係る教育関係図書の紹介・斡旋

警備業務の実施の適正と警備員の資質の向上を図るため、警備技術及び警備用資器材等に関する調査・研究を行うと共に、これら資器材及び教育関係図書の紹介斡旋・調達を行う。

(6) 警備業法関係Q&Aの発出

会員からの質疑や、知らないために行ってしまう違反行為について、令和4年度から不定期（月3～4回）で「Q&A」を発出しの会員へフィードバックしているが、令和5年度は13回発出しており、令和6年度も継続していく。

(7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

① 労働災害防止に関する諸活動の推進

ア 重大労災事故速報の発出

重大事故による事故事例について、令和4年度から「重大労災事故速報」を発出しているが、令和6年度も継続していく。

イ 労働安全衛生大会で、労災事故防止を目指した大会宣言を採択するとともに、労働安全セミナーを開催し、経営者に意識啓発を図る。

また、労働安全に関する論文、ポスター、標語を広く会員企業の警備員・従業員に募集し、警備員に対しても労災事故ゼロの意識付けを図る。
論文、ポスター、標語の優秀作品については表彰を行う。

② 警備業における福祉の増進

労働環境改善に対する対策・検討を行い警備業における福祉の増進を図る。

③ 暴力団等反社会的勢力排除の推進

公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター等関係機関と協力し、暴力団等反社会的勢力排除を推進する。

④ 公益団体への協力・支援活動

地域安全等に対する社会貢献を積極的に推進している県・公益団体を対象に安全・安心なまちづくり活動に協力・支援する。

⑤ 社会貢献活動の推進

ア チラシ等の作成・配布による啓発活動

熊本県警生活安全企画課と連携し犯罪予防のためのチラシ等を作成し、青年部会が警察と協働して行っている防犯キャンペーン等を活用し配布する。

イ 警察等が主催又は共催する防犯・交通キャンペーンへの参加

⑥ 警備員不足対策の推進

ア 熊本労働局・各地区ハローワークとの共催による就職相談会の開催

令和3年度から開催し、令和5年度はハローワーク熊本（ハローワーク主催）及び宇城以外の各ハローワーク（協会主催）で就職相談会を開催したが、令和6年度も、引き続き、各地区ハローワークでの就職相談会を開催する。

イ 任期制退職予定自衛官への募集活動

令和4年度からは、陸上自衛隊北熊本駐屯地に加え健軍駐屯地でも任期制退職予定自衛官への募集活動を実施してきているが、昨年度に引き続き、令和6年度も陸上自衛隊北熊本駐屯地及び健軍駐屯地で実施する。

ウ 警備員募集キャンペーン等の実施

⑦ 警備業イメージアップ事業の推進

ア 「働く警備員フォトコンクール」の開催

イ 警備員パネル写真展の開催

ウ インターネット利用による警備業イメージアップの推進

⑧ 全警協eラーニング取扱い業務

令和4年4月1日から、一般社団法人全国警備業協会で運用が始まる全警協eラーニングについて、当協会が申込み受け等の事務委託を受けており、令和6年度も継続して実施する。

⑨ 警備業者賠償責任保険取扱い業務

令和4年度から、一般社団法人全国警備業協会で運用している警備業者賠償責任保険取について、当協会が申込み受け等の事務委託を受けており、本年度も継続して実施する。